

## 建造物修理初期の批判と現在の施工上の問題点

岡 田 英 男

わが国で最初の文化財保護に関する法律古社寺保存法が制定されたのは、云うまでもなく明治三十年で、この中で建造物は特別保護建造物の資格を定められることになった。最初、建造物はこの法律の原案に含まれていなかったが、明治二十九年、伊東忠太氏が臨時全国宝物取調局臨時監査掛に任命され、貴族院の審議における修整で建造物もその中に含まれることになった。<sup>1)</sup>『建築雑誌』第九十八号(明治二十八年二月)に、『国会』誌から転載された「国家は古建築物を保存すべし」は伊東忠太氏の筆になるものである。<sup>2)</sup>

古社寺保存法は二十条からなるが、特別保護建造物の第一回の指定は、明治三十年十二月二十八日官報掲載内務省告示第八十七号で、四件が指定された。そのほとんど全部は奈良県、京都府内の著名な建造物で、その他の府県では大阪府観心寺金堂、滋賀県西明寺本堂、岩手県金色堂本堂(現称中尊寺金色堂)の三件にすぎなかった。その後毎年指定が行われるに従い、奈良・京都以外にも広まっていった。

この法律はその後国宝保存法(昭和四年三月二十八日法律第十七号)、

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)に発展し、有形文化財から史跡・名勝・天然記念物・民俗文化財を含めて保存の範囲も広まっている。

古社寺保存法による保存金(現補助金)は、同第十條に「社寺ニ下付シタル保存金ハ地方長官之ヲ管理ス」、第十六條に「本法ニ定メタル保存金及補給金トシテ国庫ヨリ支出スヘキ金額ハ一箇年十五万円乃至二十万円トス」と保存金の上限についても定められていた。

この法律は明治三十年六月十日の官報に掲載されたが、古社寺保存法施行ニ関スル件(勅令)、古社寺保存法施行細則(内務省令)、古社寺保存金管理方法ヲ定ムル件(内務省訓令)等も定められた。保存金はその前年明治二十九年年度から交付され、同年度は中尊寺金色堂、醍醐寺五重塔、大報恩寺本堂、新薬師寺本堂、法起寺三重塔の五件に交付された。<sup>3)</sup>このうち、奈良県の新薬師寺本堂と法起寺三重塔は解体修理、他の三件は半解体乃至部分修理であったが、この五件とも戦後に大修理を受け、新薬師寺本堂は半解体修理中、他の四件は解体修理が行わ

れている。

新薬師寺は天平一七年（七四五）九月、聖武天皇の病氣平愈のため薬師像七軀、薬師経七卷書写の勅が出され、『東大寺要録』によれば光明皇后の発願であるが、現本堂はかつての七仏薬師をまつた金堂ではない。現本尊は周丈六の木彫薬師如来坐像で、像高一九一・五㎝、年代には諸説があるが、八世紀末から九世紀にかけてとする見解が多い<sup>5</sup>。円形の土壇中央に安置され、周囲に塑造十二神将像（一休後補）がめぐる。建物も奈良時代の建立と考えられてきたが、応和二年（九六二）の大風で七仏薬師堂（金堂）が顛倒するまで金堂と共存していたから、伽藍の別院的存在であったと察せられ、建立年代も奈良時代末乃至平安時代初頭で、本尊とほぼ同年代と考えられる<sup>6</sup>。

建立後、鎌倉時代初期頃に身舎部分五間に中央間を一段高く化粧天井が設けられ、延慶三年（一三二〇）に正面に切妻造の礼堂を増築し、主屋側柱から繫虹梁を入れていた。明治の解体修理は奈良県が担当して明治三十年一月着工、工期一六箇月、同三二年四月竣工、工事費精算額一三、三〇六円八四銭二厘、内国庫金九、〇五四円二七銭であったが、資金の手当は困難を極め、残材や古材を売却するなどの苦勞があった。この修理において、後世追加の正面の礼堂と内陣の化粧天井及び内部各所の後補間仕切を撤去し、土壇の整備も行われるなど、大掛りの復原が行われている<sup>6</sup>。

『建築雑誌』一二五号（明治三十年五月）の「奈良県下に於ける古

刹修繕」では、九千五百余円の予算で嚴重に旧時の様式を守り、後世の修理にかかり、旧觀を失した者にして今日より知り得べきところはなるべく復古せしむる方針であった。また同一三八号（明治三二年六月）の「新薬師寺と法起寺」の項には思い切った復原工事に對し、「建築界の一快事なり」とさえ称讚している。

しかし一方では賛成ばかりでなく、鎌倉時代追加の内陣化粧天井と正面礼堂を思い切つて撤去したことについて強い批判があった。

修理完成後であったが、明治三二年五月の『太陽』第五卷第十号の時事評論では、高山林次郎（樗牛）は、「古社寺及び古美術の保存を論ず」と題し、その論說の一部を引用すると、序論において、

然るに世に一種の論者あり、古社寺の保存を難じて曰く、朽腐頹廢は日本建築の早晚遭遇すべき必然の運命なり、今日国費を以て是が修繕を加ふるも、厩に頹廢の命数に於て十年百年を延すに過ぎず、畢竟姑息の策のみ、須らく過去に於ける老廢物の保存に力むるの余力を以て、將來の新事物を經營すべしと。時事新報記者の如きは是種の論者なり。

とする保存反對論に對しては次のように述べている。

近時古社寺保存の必要、朝野の認むる所となり、我政府が議院の協議によりて、着々其事に従ひつゝあるは吾人の甚だ喜ぶ所なり。唯一般國民の尚ほ是事業に冷淡なるや、是を当事者に一任して殆ど顧みる所なし。（下略）

と述べて古社寺保存事業には賛意を表わしたが、「古社寺保存の方法に就いて我当局者は定見を有する乎」として、当局者に古社寺を保存するとは単に今日現存の状態を保存するの意乎、或は又建立当初の儀型を保存するの義乎を問い、当局者が一定の主義もしくは方針を有しないとし、

是れ実に本邦古社寺保存の将来に關して最も重要な問題なり、苟も是問題にして明瞭なる解釈を見るに非ずむば、或いは恐る、是事業が有終の美を濟さずして、却て国家千年の悔を残さむことを。

と指摘し、法隆寺の建築も慶長年間の大宮繕に遭遇するまでに既に数回の修理を受け、現在の状況にも金堂及び五重塔周囲を繞れる廻廊及び廂（裳階のことであろう）、上下支柱は当初のものにあらず、美観を埋没しさらんとすること、さらに薬師寺三重塔についても二層及び三層間に於る二個の小廂の添附によりて全く本来の面目を失墜せることも甚だ悔むところと、一部には見当違いのことを述べている。

この頃、薬師寺東塔・唐招提寺金堂は解体を終り、改築の途上にある、当事者の説明によれば、改築の方針は単に木材の腐蝕せるものを新にするの外他意なきものの如しとし、ついで新薬師寺本堂についてふれ、「天平の古式に則りて足利鎌倉兩時代に於ける修繕の跡を除却し去り、足利彫刻の特質たる藁股の如きも今や其跡をとどめず、殆ど従来の新薬師寺と面目を異にするものを現出せり。（中略）古社寺保

存の大方針に就いて、当局者が定見有無を疑う所以也」と強く批判している。

ついで古社寺保存の方法と称すべきもの凡そ三つありとし、一に古社寺の現状を保存する。二に建初当時の古式に準じて是を修繕する。三に建初当時の古式に準じて是を新造することをあげ、古社寺保存の方法に反対する理由として新材に古色を帯ばしめ以て強て腐朽の状を装ひ、今古の別を塗沫せむと擬するのは醜汚の感に耐えずとし、奈良大仏殿の技師は目下の修繕は三十年を保証するに過ぎずと云つたと云い、古社寺保存の眞精神を貫徹する方法として第三の方法を推奨し、建物の古式に準據し、伝来の伽藍を離れて別に新建築を興すことを主張した。これは甚だ極端な特殊の場合を除き、到底賛成出来ない不可能なことであるが、このような意見が当時堂々として述べられているのは、現今としてはいささか驚きを感じるところである。

また、大仏殿の修理についても無分別な保存の一例とし、担当技師が上層の重量徒に過大にして、支柱、梁、桷（隅木）の是に耐える能はざるがために、傾斜、捻れ、屋根は波状を呈し、径数尺の梁、柱が折れており、其構造もまた形式とともに寺院建築中むしる拙劣なるもので、往年九鬼氏が論じたるが如く、大仏殿を破却し、大仏を露仏となすべきことを主張した。大仏の保護のために早く破却し、其禍根を絶つべきであるが、政府・奈良県の篤実なる保護によりて修理せられつつあり、之を評して無分別な古社寺保存と云うと述べた。もっとも

文化財保存自体に反対されたのではなく、日本が世界の文明に寄与する最大貢献の一つとし、其措置は一段と鄭重を要し、当局者の一顧を煩わし、一は以て輿論を喚起しようとしてこの文を草された。

明治三三年七月の『中央公論』第十五号七号では水谷仙次氏が「古社寺保存について」と題する論説をかかげ、緒言の中で、

専任といはるゝ建築家は、ただ自己の研究と、其職の安きとを愉み、徒らに名刹の獨占を企てゝ、国家人文の最大遺品を如何にするの念なし。げに天平の標本たりし南都新薬師寺は、本来の古式に還すてふ美名の下に、全然破却、改築の厄に遭へるに非ずや。されどかかる解体的事業は、其局に当る者自身にとりて、非常に興味あり、また利益あると、猶賢か難治の大患に接し、屍骸の解切によりてうる所多きか如し、もとよりその治と屍とは全きを期す可らず。如是研究の方法は、その所謂古社寺保存の意義に於て何如あるべき。かつて唐招提寺の金堂も破られ、薬師寺の東塔もこぼたれつ、法隆寺の解體亦邇かきにあらんとすと、(中門の修理計画のことか)吾人何ぞ迂濶の謗を辭して、口を緘むるものあらんや。

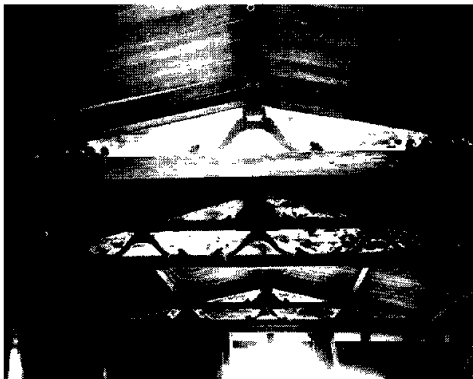
と激烈に批判した。ついで「古社寺保存の方法如何」を述べ、最後に「古社寺保存の結果如何として新薬師寺をとりあげ、鎌倉時代の向拝を撤去したことを批判し、辛うじて千古の屋宿を経たる古建築は順次甲技師の推古式となり、乙学者の天平式と化したらんかと結んでいる。

また、『歴史地理』第二卷第六号(明治三三年九月)にも彙報及び評論で麻郷氏は水谷仙次氏の意見に頗る我が意を得たりとし、古社寺保存の方法は明に保存の目的に背くものなり。否保存と云はんよりは寧ろ破壊なり、」として、やはり新薬師寺をあげて批判している。

明治三三年十月八日及び同十五日の讀賣新聞月曜附録に富雄木知佳



第1図 新薬師寺本堂明治修理前正面 (奈良県教育委員会提供)



第2図 新薬師寺本堂明治修理前化粧天井 (奈良県教育委員会提供)



第3図 新薬師寺本堂昭和修理前正面 (奈良県教育委員会提供)

氏は日光廟の大修理について述べ、前号に於ては、日光廟修理計画の大要を記し、十五日号の後半に於て、古都奈良の新薬師寺以下の修理に比し、如何なる修理上の差あるかの点を注意し、「彼等と同じく古社寺保存会の下にありと雖も、其技師によりて単に腐朽の補修に止らず、復古てう美名の下に幾多の改竄を加えつゝあるものあるを見る。(中略) 此日光廟の如き今代式乃至徳川式に至りては、敢て亦復古て

ふ観念を其の間に挟むの要あるを見ず」として、主観的見解を容れる余地のないことを強調している。

これらの批判に対し、『建築雑誌』第四百四十九号(明治三十二年五月)では、「古社寺の修繕工事に就て」と題し、当局者が古社寺保存の目的及び方法を世に公にすることを要望した。

また辻善之助氏は『歴史地理』第三巻第三号(明治三十四年二月)に於て「古社寺保存の方法についての世評を論ず」で、特に新薬師寺が俗人の注意を惹けるは、其破損程度大なりしと、後世の附加物大なりしと

によりて其手術の甚激烈なりしに由るのみとして、従来の方針を継続して事業のはかられんにあり、尚望むらくは一層慎重を主とし、修理着手以前に於いて十分の学術的研究を遂げ、忠実なる工事を営み、些の遺憾なきをつとめられんことこれなりと結ばれている。

この中で、関係する技師諸氏の意見によりて、その修理方針の存する所を窮ふにまさに左の諸点にある如しとして、

(甲) 若し後世無稽の工を加えて爲にその建築の形式を損害するが如きものは、この原形式明瞭なる場合には之を復旧す

(乙) 若しまた後世の加工なるか、はた創立の際における手法なるか疑はしきものは姑く疑を存して漫に取捨せず、その儘になしおきて後日の研究に資す

(丙) 若しまた後世の追加なることを知るも、原形如何を詳にせざるときは、漫に想像によりて復旧を試みす

(丁) 若し夫れ後世の加工と雖も、特に歴史上美術上に價值あるものは、之を保存す。然れども形式に関せざる構造の方法は、堅牢の爲めには、在来のものを襲用せざることあり。而して古材は能ふ限り之を応用し、古色は成るべく之を保存す。

と四項目をあげている。この(丁)に云う形式に関せざる構造の方法とあるのは、主として小屋組の工法を示すものと思われる。事実、早い時期に根本修理を受けた建物は、小屋組にはほとんど古材を残さず、西洋合掌組に改められたものも唐招提寺金堂・同講堂・薬師寺東院堂

などがあり、これらでは、小屋組の旧工法を示す古材は全く残されていない。これは初期の修理ばかりでなく、戦前さらに戦後の一部の修理でも、小屋組は大部分新材に替えられていて、古材をほとんど残さないのが実情である。

平等院鳳凰堂も明治三五～三九年度に半解体修理を受け、化粧地垂木の尻を丸桁真で切るような近世的手法による手荒い改造を受けていたが、軒廻りでは隅木は変形を受けていたけれども地隅木・飛檐隅木とも一本ずつ古材を残し、木負・茅負の一部にも古材を残していた。小屋組も要所に古材が残されていたために、昭和二四～三二年度の解体修理にその復原が可能であった。

大阪府観心寺金堂も明治三一年度に補助金が交付されて半解体修理を受け、その際、地垂木尻を切り、飛檐垂木も解体せずに木負裏ではとんど尻を切り、軒の荷重の支承は枯木に任せ、大梁の配置を替え、妻の立ち所を約一尺五寸外に出し、慶長追加の軒支柱及び後門を撤去、小屋組はほとんど新しくした。しかしその結果、かへって軒が垂下し、昭和五四～五九年度に組物以上、軸部の一部をふくむ半解体修理が行われ、永享修理時を目標に現状変更が行われ、小屋組・妻飾についても大梁を旧位置に復し、小屋組・軒廻りを整え、妻飾の位置を入側柱通りに復されているが、妻飾でも残されていた古材は僅かで、その復原にはたいへんな苦労がはらわれている。

現在では小屋組の工法も重視され、古材も尊重され、その復原が行

われた例も平等院鳳凰堂のほかに大報恩寺本堂・臨濟寺本堂などがある。小屋組とともに取替材の多いのは軒廻りで、修理の後、多くの建物では隅木の一部が残っていれば良い方で、木負・茅負のほとんど全部、隅木の大部分を新材に替え、取り外した古材もごく一部を除いて残っていない。隅木が残っていたとしても、旧工法通り再用されているかは問題で、特に飛檐隅木の勾配など下端を削れば、木口は上を向くのでそのような変更が行われている可能性が少くない。木負は中央部分は下駄欠きのために材が固まらず、もとの反り状況が把握し難いが、中世の木負では隅の反りがかなり強いので、茅負が後補材の時などこれに応じて茅負の形板を作ると、かなり隅反りの強いものとなる。現状の飛檐隅木の勾配では口脇が納まらない場合、飛檐隅木の下端を削って鼻を上げて茅負に合わせるようなことが行われていたらしい。また配付垂木を一本ずつ送って隅木との取付きを修整することも行われたようである。

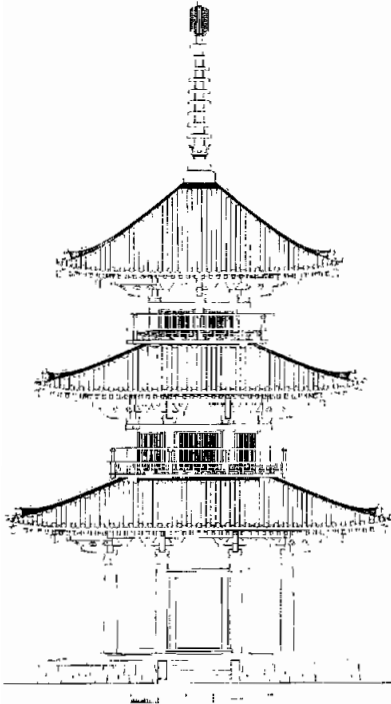
新薬師寺本堂と同時に解体修理が行われた法起寺三重塔は、その後軒廻りの垂下、相輪の傾斜、心柱の蝕害、瓦の凍害などで再び半解体修理を行うことになり、昭和四七年二月から工期三十箇月の予定で着手したが、初重柱足元の移動、四天柱の蝕害、礎石の傾斜などのため、全面解体修理に変更し、工期六箇月を延長し、五十年一月完成した。

一方の新薬師寺では礼堂・内陣化粧天井撤去の大掛りの変更が行われたが、同時に行われた法起寺三重塔では、相輪の欠失部補足、初重の

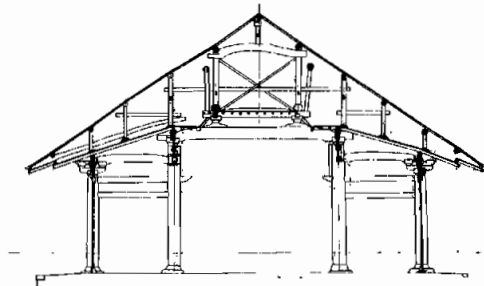
床・扉口前の縁の撤去、これにともなう扉口の整備が行われていたが、その他明瞭に後世の改造と認められるところもそのままとされた。昭



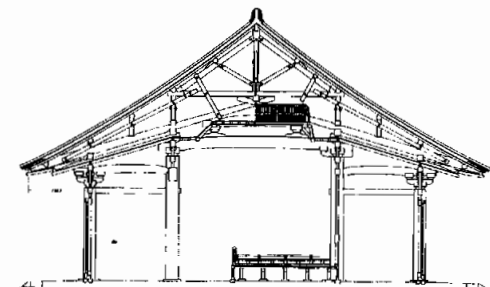
第4図 法起寺三重塔明治修理前  
(奈良県教育委員会提供)



第5図 法起寺三重塔現状立面図  
(修理工事報告書)



第6図 唐招提寺講堂明治修理前断面図  
(奈良県教育委員会所蔵)



第7図 唐招提寺講堂現状断面図 (修理工事報告書)

和の再修理では、柱盤・台輪・通肘木の痕跡にもとづいて、三重柱間を二間に復し、初重地長押を地覆に改め、脇の間の貫を撤去、二・三重脇の間の腰貫を撤去して連子窓の形式を復し、高欄の組子を卍字崩しに復原するなどの現状変更が行われた。中・近世の取替材の他に明治の取替材が特に多く、若し古材が多数残っていたれば、特に野地等に転用された転用古材などがあれば、さらに旧状が明確になったであろうし、最上層の屋根勾配もかつては緩い勾配であったであろうが、これらは旧状を確かめる術がなく、中世迄の状況しか判明しなかった。法隆寺中門の修理でも慶長修理取替材と考えられる妻飾・高欄等はそのまま修理が行われたが、かなり大量の古材が取りはずされ、再用

可能の大斗が西室の天井裏に保存されている。唐招提寺金堂・講堂においても復原は見合わされ、中近世の修理も多くそのまま残されていた。ただ、ここでも修理に際しての取替材は極めて多く、昭和四二、四三、四四年度の講堂の再度の解体修理でも古材が残らないために旧状を確認し難いところが少くなかった。取り外された古材も散逸して現存せず、明治修理に発見された慶長一一年以降近世の修理墨書銘も全く残されていなかった。これは何も初期の修理に限らず、その後の修理でも取替えた古材が残る例は極めて少ない。現状変更や報告書も重要な問題であるが、古材を残すことが何よりも必要と思われる。後世、再修理が行われる場合に強い批判を受けることにならないだろうか。古材の再用に際しても継木・矧木等あるいは内部に新材や集成材を入れて苦勞して古材を残し、表面から見れば古材に見える修理方法も取られている。甚しく朽損した部分を取り去って古い木肌を残すことにも意義があるが、単に古材を再用するだけでなく、継手・仕口のような古い仕事を残すことが重要であろう。建物の堅牢を期すために貫穴や部材同志の逃げを削って密着させることを主張された技術者もおられたが、これではかえって古い仕事が失われてしまうことになる。逃げの取り方も重要な古い技術の一つであるはずである。万身創夷のように継木・矧木を要する重要な古材はむしろ新材に取替え、古材は失われぬように小屋組に保存し、後の修理まで伝えることの方が良いのではなからうか。次の解体修理では調査すべき古い資料が少くなら

ないように努めるべきであろう。

法隆寺五重塔は昭和一六年度から戦火の迫る中で急遽解体され、同一九年度に初重尾垂木以上を解体して小屋屋を仮設、戦後工事を再開、初重軸部を解体し、同二四年度組立にかかった。筆者がこの工事に参加した当時は二重組立中であつた。この塔は安定した外觀を持ち、全体の均衡が極めて良く、わが国の塔の中でも薬師寺東塔とともに最も容姿の美しい塔として広く知られている。西院伽藍の各建物相互や全体の均衡を考えた緻密な配置平面計画のもとに設計されており、全体としても良くまとまっているが、部材の長さ自体には以外に大きな差が認められ、一定の矩計を定めてこれに合わせようとすれば、ほとんどすべての部材の仕口を切り削り、継ぎ矧ぎしなければならない状況であつた。この工事の主任は李正夫氏でそのほか北森徳次氏、故清水政春氏、正法院陽三氏の各氏がおられたが、古材を切削らないことに特に注意し、現場では古材の鮑屑を出さないことが原則とされた。五重は後世二度の解体を受けていたが、四重以下の部材には継手・仕口の後世手を加えた痕は全くとどめていなかった。従つて一時に組立てることは出来ず、一たん仮組をして隙間の出来るところを調べ、ここに飼物を入れることによって安定をはかることとしてその寸法を定め、再び仮組を解いて、鉛板・堅木による補整のうえ本組し、順次上層を組上げた。各部材の長短は柱盤では比較的少いが、二重側桁で約九cm、三重一の通肘木で約七cmあり、同種材四面四丁のうち、三本はほぼ近



似的であったが、一丁のみ特に差のあるものが認められ、現場合わせで順次拵え、仕事むらを最後の一本によって加減している。部材の高低にもかなりむらがあり、二重柱盤は東南隅で三・三cm低く、三重柱盤で六・八cm、三重東南隅で八・八cm低くなったが、これから上で加減し、五重柱盤の傾きは東南隅で約二・六cmと減少していた。<sup>17</sup>

入念な解体修理の際でさえこのような組立状況であったから、これをそのままの状態に移築することなど到底出来ないものである。ところが、『法隆寺は移築されていた』と題する本が出版され、しかも太宰府観世音寺から移築されたと云う。<sup>18</sup> その理由として何点かあげられており、その一について反論する紙数の余裕がなく本稿の目的ではないが、五重の野隅木が柱盤に使われていたとするのは、五重の小屋組土居に転用されていたのであるから誤認であり、軸部とは全く関係がない。二・四・五重の柱各一本を建ったままで取替えることは不可能とされていることも、古代・中世の建造物修理の際、後世柱の一部を抜替えていることはよくあることであり、また現在の文化財修理でも行われている。<sup>16</sup> また基壇についても移建の際に羽目石の隅の木口の向きが変更されたように記されているが、この石材はすでに早く、関野貞氏が岩屋峠から鹿谷寺跡にかけて、奈良県と接する大阪府側に石切場の跡があり、古墳時代以降さかんに使われた凝灰岩（論文では凝灰岩様石材）であることが確認されており、九州地方から運ばれてくることなどあり得ないことであり、全くの誤論と云う他はない。

日光二社一寺の初期の修理についても批判があったようで、維新後結成された保見会に対する批判のほか、<sup>18</sup> 折角具合よく寂の付いている漆を剝がして俗悪な色にしてしまうと云うことで、伊東忠太博士のやむを得ないとする反論がある。<sup>19</sup>

東大寺大仏殿についても、さきの高山樗牛氏のほかにも、讀賣新聞紙上の佐々木恒清氏が大仏殿の修理に対し、その無用を論じているが、これに対しても伊東忠太博士らの反論がある。<sup>21</sup> ここで詳しく紹介することが出来ないで別の機会に譲りたい。

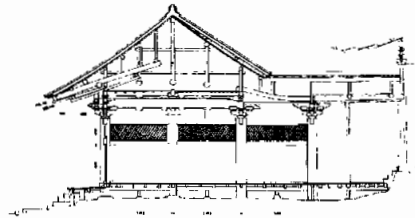
古社寺保存法初期に修理された建物はほとんど再修理が行われている。再度の解体修理を行ったもの、屋根葺替修理にとどまったものなど様々であるが、再修理に於て最も困るのは取替材の量であって、十分調査する機会が失なわれている。次に古い仕事に対する加工、発見墨書等の喪失である。近年修理された建物でも数百年を出ずして再び根本修理の時期が来るであろう。取替材が多くて旧状がわからないことのないよう、細心の注意が必要であり、取替材の主要なものや発見資料は建物とともに永久に保存すべきである。また近世の補強をとりはずしたためにかえて同じような破損を生じているものがある。

例えば、唐招提寺金堂では中央部の柱の傾斜を直し、入側柱から大虹梁下に前後から追掛材を入れて補強していた。明治修理にこれを撤去し、補強を行わなかったため、再び中央部の側柱・入側柱が大きく内側に傾斜して柱と組物がくの字形になり、危険な状態となっている。

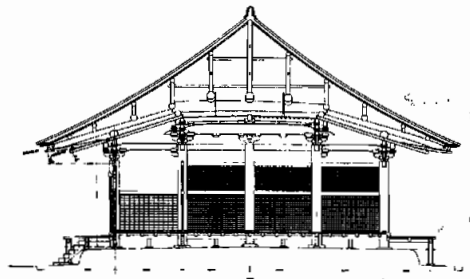
本尊が脱活乾漆であることを考えると、放置出来ないのではなからうか。後世の補強の撤去にも代りの措置の研究が必要であろう。

また柱には種々不要の仕口・間渡穴等があると埋木されている。これも埋木の時に底まですっかりさらってしまつて、何の痕跡であつたのか、その古さや大きさがわからなくなつてゐることがある。埋木の際も底の古い部分を残し、出来る限り薄い埋木によつて、旧痕跡を残すことが必要であろう。柱の石口も同様で、恐らく大部分は現在でも修理の際、石口を取直してゐるであろうが、正確な旧長さがわからな  
いことになる。礎石との関係で、石口全体は残しにくいとしてもせめてその一部を残すことが必要であろう。

初期の段階では極論とも云える批判が少くなかつたようで、大仏殿の件などは今では論外であろう。このほかにもいくつか批判の記事が新聞等に出ているようである。近年、保存修理事業に関する批判は少いが、「建造物修理に於ける保存・修復・復元」について『建築雑誌』一三四六号（一九九三年八月）の特集として取上げられ、特に日本の保存・修理・復元をめぐる座談会で多くの課題について語られており、平井聖氏がその感想を述べられている。<sup>22</sup>近代建築の保存修復技術についても『建築雑誌』に木村勉氏がその深い経験にもとづいて述べられている。<sup>23</sup>山岸常人氏が『建築史研究』に投稿された「文化財復元無用論」では、復元について無用論を述べ問題点を指摘されている。<sup>24</sup>さきに紹介した高山林次郎氏が歴史を抹殺するものとされているが、



第8図 南法華寺礼堂修理前断面図（修理工事報告書）



第9図 南法華寺礼堂竣工断面図（修理工事報告書）

現在どの建物でも修理の際に強引に当初復元されているわけではなからう。特に国宝保存法に於て現状変更が許可制になつてから、復元のための調査資料の提出が要求され、かなり詳しく建物の後世の改変状況が調べられるようになったし、特に法隆寺昭和大修理において調査の技術が格段に進歩したことは改めて云うまでもない。小屋組に大いに注目されるようになったのも、大講堂に於る野小屋の存在を解明された浅野清氏の研究以来と云えるかもしれない。<sup>25</sup>

ここで辻善之助氏があげられた四項目を再び吟味する必要がある。さきに述べたように（丁）項後半については今では問題であるが、他

の項目については基本的に今でも変わらないのではなからうか。ただ、後世の修理については全く不体裁なものも多く、傾斜・沈下後に取付けられた造作材等も、建物の歪みを直せば治まりにくいものである。

これらは十分調査され、所有者とも協議のうえ、結論が出されて、必要に応じて現状変更の手続きが行われているはずであるが、中にはかなり思い切った復原があるのも事実である。筆者の関係したのものにも南法華寺礼堂の如き、四面庇の建物に復原したために修理前よりもるかに大規模となったが、修理前は使用可能な古材を集めて小さくまとめられ、まさにあばら屋の如く荒廃し、そのまま修理出来る状態ではなかった。この復原の最初の糸口を発見したのは筆者自身であったが、この復原は当然のことであったと今も思っている<sup>26)</sup>。

しかし今日、山岸氏らから問題提起されたのを機に、部外から技術的批判を受ける前に、保存修理関係者自身の間で文化財建造物保存修理に関する諸問題をよく議論し、後世に悔いを残さないように努めることが必要であろう。

本論考中に紹介した古い新聞記事の収集については、文化財建造物保存技術協会の協力を受けたものがある。なお、このほかにも時事新報などに批判記事があり、大仏殿については九鬼氏（九鬼隆一か）、長野宇平治氏の論議もあるようであるが、まだ確認していない。将来に期したいと思うが、この際関連記事を収集し、改めて吟味しておく必要があると思

われる。なお、奈良県教育委員会所蔵の貴重な古写真などを借用した。

注

(1) 『文化財保護の歩み』昭和三五年 文化財保護委員会

(2) 太田博太郎『建築史の先達たち』昭和五八年 彰国社

稲葉信子「国家は古建築を保存すべし」一八九五年二月号 伊東忠太

鱈魁魁鱈の彼方に―『建築雑誌』第二二四六号 昭和六一年

(3) 『建造物要覧』一九九〇年平成二年度 文化庁文化財保護部建造物課

(4) 西川新次「薬師如来坐像 本堂所在」『大和古寺大観』第四卷 新薬師寺・白毫寺・円成寺

寺・白毫寺・円成寺 岩波書店 昭和五二年

(5) 岡田英男「本堂」『大和古寺大観』第四卷 新薬師寺・白毫寺・円成寺

岩波書店 昭和五二年

(6) この工事を監督されたのは関野貞氏であったが、連日のように新薬師寺の現場に出張されていた。負担金の支出も困難で住職は心痛のため病になる程であったが、工事費の増額が認められず、残材を売却し、古材を競売しても落札は僅かで、工事費捻出の苦勞の程が偲ばれる。礼堂や内陣化粧天井の撤去も天平復原を最大の目的とした信念に基いて実施されたはずで、今日になって我々が云々すべきことではなからう。なお取外された古材のうち、破風板二枚と大斗一個が残る。

関野 貞日記『卅路のしほり』明治三〇年九月〜三二年二月

関野 克「二六〇年前の奈良―父の日記から」昭和三三年

(7) 「古社寺の修繕工事に就て」『建築雑誌』第百四十九号 明治三十二年の記事の一部を引用すると次の通りである。

然るに近頃古社寺修繕の方法に就て往々物議あり、讀賣新聞は曾て「古社寺保存に非ずして古社寺破壊なり」と絶叫し、雑誌太陽の記者高山氏は「古社寺及び古美術の保存を論ず」と数百言を費したる事もあり。要するに吾人は当局者が古社寺保存の目的及方法を明瞭に解釈して之を世に公にせられんことを望むものなり、古社寺保存は一国の美挙にして、学術上美術上世に益するところ極めて多きものなるに、当局者が其目的方法を公にせざるが爲め、徒に世間の疑懼を招き、この重要な事業の進行に障礙を与ふるが如きは吾人の甚た取らざるところなり。(以下略)

(8) 国宝平等院鳳凰堂修理事務所「国宝平等院鳳凰堂修理事務報告書」昭和

三十二年 京都府教育庁文化財保護課

(9) 文化財建造物保存技術協会「国宝観心寺金堂・重要文化財同建掛塔修理事務報告書」昭和五九年 観心寺

(10) 国宝大報恩寺本堂修理事務所「国宝大報恩寺本堂修理事務報告書」昭和二十九年 京都府教育庁文化財保護課

(11) 文化財建造物保存技術協会「重要文化財臨濟寺本堂修理事務報告書」平成六年臨濟寺本堂修理事務委員会

(12) 奈良県文化財保存事務所「国宝法起寺三重塔修理事務報告書」昭和五十九年 奈良県教育委員会

(13) 黒田昇義「唐招提寺金堂復原考」『以可留我』一〇号 昭和十五年 鷗故郷舎

奈良県文化財保存事務所「国宝唐招提寺講堂他二棟修理事務報告書」昭和四十七年 奈良県教育委員会

(14) 竹島卓一・本 正夫「法隆寺国宝保存工務報告書」第十三冊「国宝法隆寺五重塔修理事務報告」昭和三十年 法隆寺国宝保存委員会  
右報告書(二四頁)に次のように述べている。

組立に当っては所々鉛板又はかた木の楔形かひものを用い、旧部材の収縮や圧縮等による寸法的減少或は建物全体の傾斜や歪を修正した。尚旧材には相当な理由のない限り些かの工作をも加えないことを方針として施工し、建築当初の寸法的固辭に従うこととした。

(15) 米田良三「法隆寺は移築された―太宰府から斑鳩へ」平成三年 新泉社

(16) 中近世の修理技術には特に注目すべきものがあり、全体を解体せず巧妙に破損部を差替え、古材も出来る限り再利用し、経費・資材の節約、工期の短縮につとめている。この点に注目して一部は左記に発表した。

岡田英男「鎌倉時代の南都寺院建築の修理復興」『興福寺と奈良の古寺全集日本の古寺一二』昭和五九年 集英社

同 「保存技術③中世の保存技術」『建築雑誌』第一二七六号 昭和六三年

(17) 関野 貞「法隆寺堂塔の基壇に使用せられたる凝灰岩様石材に就て」『考古学雑誌』第十五卷七号 大正一四年

(18) 日光市史編さん委員会『日光市史下巻』第六章 文化財の保護と皇室関

係施設 第一節保晃会による社寺修繕 3 明治二十九年の攻撃事件

昭和五四年 日光市

(19) 『建築雑誌』第二百八十四号 明治四三年「日光廟の大修繕」にのる伊東忠太氏談話

(20) 佐々木恒清「世界最大の木造建築（呪ふべき大修繕）」『讀賣新聞』明治三十九年十月七日号

(21) 伊東忠太「奈良大仏非露佛説」『伊東忠太建築文献6』昭和一二年 龍吟社『伊東忠太著作集第六卷』昭和五七年 原書房

(22) 平井 聖「保存・修復・復元のフィロソフィーを読んで」『建築雑誌』一三五二号 平成六年

(23) 木村 勉「歴史的建造物の保存・修復の技術①調査」『建築雑誌』一三六四号 平成六年

同 「同②技術の保存」『同』一三六五号

(24) 山岸常人「文化財「復原」無用論―歴史学研究の観点から」『建築史学』第二十三号 平成六年

(25) 浅野 清「日本建築に於ける野屋根の発生に就いて」『日本建築学会論文集』第三〇号 昭和一八年

同 『昭和修理を通して見た法隆寺建築の研究』昭和五八年 中央公論美術出版

(26) 『重要文化財南法華寺礼堂修理工事報告書』昭和四十年 奈良県教育委